

名古屋市交通局土木工事及び営繕工事における週休2日工事实施要綱（令和7年10月）

（趣旨）

第1条 本要綱は、名古屋市交通局が施行する土木工事および営繕工事（建築工事、設備工事、電気工事）における月単位の週休2日工事の実施にあたり必要な事項を定め、建設業の労働環境改善に向けた意識向上を図るとともに、月単位の週休2日の普及を促進することを目的とする。

（定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

（1）週休2日制（4週8休）工事

工事開始日から工事完了日までの対象期間において、全ての月で4週8休以上の現場閉所を行い、就業者が休業できるよう取り組む工事。

（2）週休2日交替制工事

工事開始日から工事完了日までの対象期間において、全ての月で技術者および技能労働者が交替しながら4週8休以上の休日を確保できるよう取り組む工事。

（3）対象期間

工事開始日から工事完了日までの期間のうち、次に掲げる期間を除いた現場作業のある期間。

- ア 準備期間（工事開始日から現場着手日までの期間）
- イ 工場製作等の現場不稼働期間
- ウ 家屋調査など、現場外における調査等のみを行っている期間
- エ 工事事務等による現場不稼働期間
- オ 工事全体を一時中止している期間
- カ 天災（豪雨、出水、地震等）に対する突発的な対応期間
- キ 受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間
- ク 後片付け期間（施工完了から工事完了までの期間）
- ケ 夏季休暇
- コ 年末年始休暇
- サ その他、監督員が認めた期間

（4）現場着手日

現場事務所の設置、測量、資機材の搬入、仮設工事の開始等、現場で作業を開始し、現場代理人が現場に継続的に常駐した最初の日。

(5) 工事完了日

工事完了届に記載された完了年月日

(6) 4週8休以上

ア 週休2日制（4週8休）工事の場合

対象期間内の現場閉所日数の割合（以下「現場閉所率」という。）が、全ての月で28.5%（8日／28日）以上の水準に達する状態。降雨、降雪等による予定外の閉所日についても、現場閉所日数に含めるものとする。

ただし、対象期間内の暦上の土曜日・日曜日の日数の割合が28.5%に満たない月においては、当該月の土曜日・日曜日の合計日数以上の現場閉所を行っている状態とする。

イ 週休2日交替制工事の場合

対象期間内に現場に従事した技術者及び技能労働者の各々の休日率を平均（以下「平均休日率」という。）し、全ての月で28.5%以上の水準に達する状態。降雨、降雪等による予定外の閉所日についても、技術者及び技能労働者の各々の休日に含めるものとする。なお、現場に従事した期間が1週間に満たない者は、平均休日率の算出の対象としないものとする。

(7) 休日率

対象期間内に現場に従事した技術者及び技能労働者の休日数の割合
例えば4週8休の休日率は28.5%（8日／28日）となる。

(8) 現場閉所

巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除き、現場事務所での事務作業を含め、一日を通して現場や現場事務所が閉鎖されている状態。

(対象工事)

第3条 対象工事は次の各号に掲げる内容をふまえ工事所管課長が選定する。

(1) 週休2日制（4週8休）工事

現場閉所が可能な全ての工事を対象に、「週休2日制（4週8休）工事」として発注することを原則とする。社会的要請や現場条件の制約等により現場閉所を行うことが困難な工事については「週休2日交替制工事」として発注する。

(2) 週休2日交替制工事

現場閉所を行うことが困難な工事は、「週休2日交替制工事」として発注することを原則とする。

[現場閉所が困難な工事の例]

- ・公共性のある施設の維持管理工事等、緊急性が高く、休日（土日、祝日、年末年始休暇、夏季休暇）に作業が必要な工事

- ・社会的要請や現場条件の制約等により、現場閉所を行うことが困難な工事（交通規制、出水期、完成時期等の制約のある工事、連続施工せざるを得ない工事（シールド、ニューマチックケーソン工事等））
- ・災害復旧工事

(3) 週休2日対象外工事

例外的に週休2日対象工事としないことも可能とする。

[週休2日対象外工事の例]

- ・災害復旧工事のうち緊急復旧工事（緊急随契を行うような工事）
- ・工事金額400万円未満の工事
- ・工期が1ヶ月未満の工事
- ・工期の大半が工場製作であり、現場作業が1週間程度の工事
- ・その他、やむを得ない事情により週休2日工事とすることが困難な工事

(労務費、経費等の補正等)

第4条 労務費、経費等の補正等は次のとおり行うものとする。

(1) 積算及び補正方法

当初の予定価格から、4週8休以上を前提に次の各号に掲げる内容に基づき労務費、経費等の補正を行い工事費を積算する。

ア 土木工事

下表に示す補正係数により労務費、経費等の補正を行う。

週休2日制(4週8休)工事	週休2日交替制工事
労務費 : 1.02	労務費 : 1.02
共通仮設費率 : 1.01	
現場管理費率 : 1.02	現場管理費率 : 1.02
市場単価 : 別紙1	同左
土木工事標準単価 : 別紙2	

イ 営繕工事

下表に示す補正係数により労務単価、市場単価、補正市場単価及び物価資料の掲載価格（材工単価）の補正を行う。

週休2日制(4週8休)工事	週休2日交替制工事
複合単価の労務単価 : 1.02	同左
市場単価、補正市場単価及び物価資料の掲載価格（材工単価） : 別紙3	

(2) 4週8休以上未達成時の対応

「現場閉所率」もしくは「平均休日率」を確認し、4週8休に満たない場合、請負代金額のうち(1)に基づく補正分を減額変更する。

(対象工事である旨等の明示)

第5条 対象工事である旨等の明示は、設計書の設計説明に「週休2日制(4週8休)工事」もしくは「週休2日交替制工事」と記載するとともに、設計図書に「名古屋市交通局土木工事及び営繕工事における週休2日制(4週8休)工事に関する特記仕様書(令和7年10月)」もしくは「名古屋市交通局土木工事及び営繕工事における週休2日交替制工事に関する特記仕様書(令和7年10月)」を添付する。

また、工事件名の末尾に「(週休2日制)」もしくは「(週休2日交替制)」を付け加える。

なお、週休2日対象工事としない場合においては、設計書の設計説明に「週休2日対象外工事」と記載する。

(「週休2日制(4週8休)工事」における現場閉所の確認方法)

第6条 「週休2日制(4週8休)工事」における現場閉所の確認方法は、次に掲げるとおりとする。

(1) 現場着手前 (4週8休)

ア 「対象期間」の設定として、現場着手日、施工完了予定日及び工場製作のみを実施する期間などの対象外とする期間を受注者と監督員の協議により決定する。

イ 受注者は「現場閉所予定日」が記載された資料(現場閉所計画表、工程表など)を監督員に提出し、監督員は提出のあった資料により月単位の週休2日が確保されていることを確認する。

(2) 現場着手後 (4週8休)

ア 受注者は工程計画の見直し等が生じた場合には、その都度、「現場閉所予定日」が記載された資料(現場閉所計画表、工程表など)を監督員に提出し、監督員は提出のあった資料により月単位の週休2日が確保されていることを確認する。

イ 受注者は「現場閉所日」が記載された資料(現場閉所実績表、実施工程表など)を定期的に監督員に提出し(毎月7日までに提出することを標準とする)、監督員は月単位の週休2日の確保状況を確認する。

ウ 発注者の都合により追加工事や工事一時中止を行うことになった場合など、対象外とする期間等を変更する必要がある場合は、その都度、監督員と受注者が協議する。

(3) 対象期間終了後 (4週8休)

受注者は対象期間終了後、月単位の週休2日が確保されていたこと(現場閉所率)が確認できる資料(現場閉所実績表、実施工程表など)をすみやかに監督員に提出する。

(「週休2日交替制工事」における休日取得状況の確認方法)

第7条 「週休2日交替制工事」における休日取得状況の確認方法は、次に掲げるとおりとする。

(1) 現場着手前 (交替制)

ア 「対象期間」の設定として、現場着手日、施工完了予定日及び工場製作のみを実施する期間などの対象外とする期間を受注者と監督員の協議により決定する。

イ 受注者は「技術者及び技能労働者の各々の休日取得計画」を把握できる資料(休日取得計画書、工程表など)を監督員に提出し、監督員は提出のあった資料により月単位の週休2日が確保されていることを確認する。

(2) 現場着手後 (交替制)

ア 受注者は工程計画の見直し等が生じた場合には、その都度、「技術者及び技能労働者の各々の休日取得計画」を把握できる資料(休日取得計画表、工程表など)を監督員に提出し、監督員は提出のあった資料により月単位の週休2日が確保されていることを確認する。

イ 受注者は「技術者及び技能労働者の各々の休日取得状況」を把握できる資料(休日取得実績表、実施工程表など)を定期的に監督員に提出し(毎月7日までに提出することを標準とする)、監督員は月単位の週休2日の確保状況を確認する。

ウ 発注者の都合により追加工事や工事一時中止を行うことになった場合など、対象外とする期間等を変更する必要がある場合は、その都度、監督員と受注者が協議する。

(3) 対象期間終了後 (交替制)

受注者は対象期間終了後、月単位の週休2日が確保されていたこと(平均休日率)が確認できる資料(休日取得実績表、実施工程表など)をすみやかに監督員に提出する。

(4) 現場代理人の休日取得 (交替制)

現場閉所を行わない日において、現場代理人が休日を取得する際には、監理技術者又は主任技術者が現場に常駐することを原則とする。なお、現場代理人の代理として、監理技術者又は主任技術者以外の者が従事する場合については、受注者は、経歴書及び直接的雇用関係を確認するための書類を添付した上で、2開庁日前までに現場代理人の代理として、監督員に通知すること。

(契約変更手続き)

第8条 「4週8休以上」未達成時の契約変更は、未達成であることを確認できた段階ですみやかに行う。

(「週休2日制(4週8休)工事」から「週休2日交替制工事」への変更)

第9条 「週休2日制(4週8休)工事」として発注した工事において、受注者の責によらない事由により、「4週8休以上」未達成となることが見込まれる場合において、受注者と監督員の協議により「週休2日交替制工事」に変更することができるものとする。

2 「週休2日制(4週8休)工事」から「週休2日交替制工事」へ変更する場合には、当初設計から「週休2日交替制工事」として発注したものとしてみなし、第4条に基づく補正分の差額を減額変更する。

(工事成績評定)

第10条 工事成績評定の考査項目の考査項目別運用表において「休日・代休の確保」を標準の評価項目として設定していることから、4週8休以上を実施できた場合は、この考査項目で適切に評価する。

(その他留意事項)

第11条 月単位の週休2日工事の実施にあたり、次のことに留意すること。

(1) 監督員は、緊急に対応しなければならない場合を除き、現場閉所の前日などに、現場閉所日の作業が発生するような指示等を行わないように配慮すること。

(2) 一つの工事現場において、複数の工事(土木工事、設備工事、内装工事、電気工事等)を分離発注する場合は、後工程の適正な施工期間を考慮して、全体の工程に遅延が生じないように工期を設定するとともに、監督員は、各工事間の調整を受注者を含め協力して実施する。

附則

この要綱は令和5年10月30日から施行し、令和6年4月1日以後に契約が行われる請負工事に適用する。

附則

1 この要綱は令和6年10月30日から施行し、令和7年4月1日以後に契約が行われる請負工事に適用する。

2 令和7年3月31日以前に契約が行われる請負工事については、なお従前の例による。

附則

1 この要綱は令和7年10月30日から施行し、令和8年4月1日以後に契約が行われる請負工事に適用する。

2 令和8年3月31日以前に契約が行われる請負工事については、なお従前の例による。

国技建管第6号 令和7年3月12日
「市場単価方式による週休2日の取得に要する費用の計上について(試行)」 (抜粋)

市場単価方式による週休2日の取得に要する費用の計上に関する補正係数

名称	区分	補正係数			
		現場閉所		交替制	
		月単位	完全週休2日 (土日)	月単位	完全週休2日
鉄筋工		1.02	1.02	1.02	1.02
ガス圧接工		1.01	1.01	1.01	1.01
インターロッキングブロック工	設置	1.01	1.01	1.01	1.01
	撤去	1.02	1.02	1.02	1.02
防護柵設置工(ガードレール)	設置	1.00	1.00	1.00	1.00
	撤去	1.02	1.02	1.02	1.02
防護柵設置工(ガードパイプ)	設置	1.00	1.00	1.00	1.00
	撤去	1.02	1.02	1.02	1.02
防護柵設置工(横断・転落防止柵)	設置	1.02	1.02	1.02	1.02
	撤去	1.02	1.02	1.02	1.02
防護柵設置工(落石防護柵)		1.01	1.01	1.01	1.01
防護柵設置工(落石防止網)		1.01	1.01	1.01	1.01
道路標識設置工	設置	1.00	1.00	1.00	1.00
	撤去・移設	1.01	1.01	1.01	1.01
道路付属物設置工	設置	1.01	1.01	1.01	1.01
	撤去	1.02	1.02	1.02	1.02
法面工		1.01	1.01	1.01	1.01
吹付砕工		1.01	1.01	1.01	1.01
鉄筋挿入工(ロックボルト工)		1.01	1.01	1.01	1.01
道路植栽工		1.02	1.02	1.02	1.02
公園植栽工		1.02	1.02	1.02	1.02
橋梁用伸縮継手装置設置工		1.01	1.01	1.01	1.01
橋梁用埋設型伸縮継手装置設置工		1.02	1.02	1.02	1.02
橋面防水工		1.01	1.01	1.01	1.01
薄層カラー舗装工		1.00	1.00	1.00	1.00
グルーピング工		1.00	1.00	1.00	1.00
軟弱地盤処理工		1.01	1.01	1.01	1.01
コンクリート表面処理工(ウォータージェット工)		1.01	1.01	1.01	1.01

国技建管第7号 令和7年3月12日
「土木工事標準単価方式による週休2日の取得に要する費用の計上について(試行)」 (抜粋)

土木工事標準単価による週休2日の取得に要する費用の計上に関する補正係数

名称	区分	補正係数			
		現場閉所		交替制	
		月単位	完全週休2日 (土日)	月単位	完全週休2日
区画線工		1.02	1.02	1.02	1.02
高視認性区画線工		1.02	1.02	1.02	1.02
橋梁塗装工		1.01	1.01	1.01	1.01
構造物とりこわし工	機械	1.01	1.01	1.01	1.01
	人力	1.02	1.02	1.02	1.02
コンクリートブロック積工		1.02	1.02	1.02	1.02
排水構造物工		1.02	1.02	1.02	1.02
鋼製排水溝設置工		1.02	1.02	1.02	1.02
表面被覆工(コンクリート保護塗装)	固定足場	1.01	1.01	1.01	1.01
	高所作業車	1.01	1.01	1.01	1.01
表面含浸工	固定足場	1.02	1.02	1.02	1.02
	高所作業車	1.02	1.02	1.02	1.02
連続繊維シート補強工	固定足場	1.02	1.02	1.02	1.02
	高所作業車	1.02	1.02	1.02	1.02
剥落防止工(アラミドメッシュ)	固定足場	1.02	1.02	1.02	1.02
	高所作業車	1.02	1.02	1.02	1.02
漏水対策材設置工	固定足場	1.02	1.02	1.02	1.02
	高所作業車	1.02	1.02	1.02	1.02
防草シート設置工		1.01	1.01	1.01	1.01
紫外線硬化型FRPシート設置工(ポリエステル樹脂)	固定足場	1.01	1.01	1.01	1.01
	高所作業車	1.01	1.01	1.01	1.01
塗膜除去工		1.02	1.02	1.02	1.02
バキュームブラスト工		1.01	1.01	1.01	1.01
道路反射鏡設置工	設置	1.00	1.00	1.00	1.00
	撤去	1.02	1.02	1.02	1.02
仮設防護柵設置工(仮設ガードレール)		1.02	1.02	1.02	1.02
機械式継手工		1.02	1.02	1.02	1.02
抵抗板付鋼製杭基礎工		1.01	1.01	1.01	1.01
ノンコーキング式コンクリートひび割れ誘発目地設置工		1.01	1.01	1.01	1.01
FRP製格子状パネル設置工		1.00	1.00	1.00	1.00
侵食防止用植生マット工(養生マット工)		1.02	1.02	1.02	1.02
支承金属溶射工		1.02	1.02	1.02	1.02
耐圧ポリエチレンリブ管(ハウエル管)設置工		1.02	1.02	1.02	1.02
フレア溶接工		1.02	1.02	1.02	1.02
H型ボラード設置工		1.01	1.01	1.01	1.01
橋梁用水切り材設置工	固定足場	1.02	1.02	1.02	1.02
	作業車	1.02	1.02	1.02	1.02

国営積第7号 令和7年3月25日
「営繕工事における週休2日促進工事の実施に係る積算方法等の運用について（改定）」（抜粋）

表 A-2 建築工事の補正率

工 種	摘 要※	月単位の週休2日促進工事 及び 完全週休2日促進工事	
		新営補正率	改修補正率
仮設工事	物価資料	1.01	1.01
土工事	市場単価、物価資料共通	1.01	1.01
地業工事	物価資料	1.01	1.01
鉄筋工事	市場単価、物価資料共通	1.01	1.01
コンクリート工事	市場単価、物価資料共通	1.01	1.01
型枠工事	市場単価、物価資料共通	1.01	1.01
鉄骨工事	物価資料	1.02	1.02
既製コンクリート	物価資料	1.01	1.01
防水工事	市場単価	1.01	1.08
防水工事(シーリング)	市場単価	1.01	1.14
防水工事	物価資料	1.01	1.01
石工事	物価資料	1.01	1.01
タイル工事	物価資料	1.01	1.01
木工事	物価資料	1.01	1.01
屋根及びびとい	物価資料	1.01	1.01
金属工事	市場単価	1.01	1.09
金属工事	物価資料	1.01	1.01
左官工事 (仕上塗材仕上)	市場単価	1.01	1.01
左官工事 (仕上塗材仕上以外)	市場単価	1.01	1.16
左官工事	物価資料	1.01	1.01
建具(ガラス)	市場単価	1.01	1.10
建具(シーリング)	市場単価	1.02	1.16
建具	物価資料	1.01	1.01
塗装工事	市場単価	1.01	1.15
塗装工事	物価資料	1.01	1.01
内外装工事	市場単価	1.01	1.13
内外装工事 (ビニル系床材)	市場単価	1.01	1.08
内外装工事	物価資料	1.01	1.01
内外装工事 (ビニル系床材)	物価資料	1.01	1.01
仕上げユニット	物価資料	1.01	1.01
排水工事	物価資料	1.01	1.01
舗装工事	物価資料	1.01	1.01
植栽及び屋上緑化	物価資料	1.01	1.01

※「市場単価」：市場単価及び補正市場単価、「物価資料」：物価資料の掲載価格の補正率を示す。

表E-2 電気設備工事の補正率

工種	摘要	月単位の週休2日促進工事 及び 完全週休2日促進工事	
		新営補正率	改修補正率
配管工事	電線管、2種金属線び 及び同ボックス	1.01	1.19
	ケーブルラック	1.01	1.15
	位置ボックス及び 位置ボックス用ボンディング	1.01	1.18
	プルボックス	1.01	1.13
	プルボックス用接地端子	1.00	1.00
	防火区画貫通処理 ケーブルラック用(壁・床)	1.01	1.14
	防火区画貫通処理 金属管・丸型用	1.01	1.05
	(電動機その他接続材 工事) 金属製可とう電線管	1.01	1.15
配線工事	600V 絶縁電線及び 600V 絶縁ケーブル	1.01	1.17
接地工事	(接地極工事) 銅板式、銅覆鋼棒、 接地極埋設票(金属製)	1.01	1.01

表M-2 機械設備工事の補正率

工種	摘要	月単位の週休2日促進工事 及び 完全週休2日促進工事	
		新営補正率	改修補正率
保温工事	配管用、ダクト用及び消 音内貼	1.01	1.15
ダクト設備	低圧ダクト、排煙ダクト及び 低圧チャンパー類	1.01	1.15
ダクト付属品	既製品ボックス、制気口、 ダンパー等の取付手間のみ	1.02	1.22
衛生器具設備 (ユニットを除く)	取付手間のみ	1.02	1.22

休日取得計画・実績表 (週休2日交替制)

工事件名	〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇工事 (〇〇工事) (週休2日交替制)
工期	令和〇年7月10日 ~ 令和〇年9月25日
受注者	〇〇建設株式会社

令和〇年8月					技術者・技能労働者						備考		
日	曜日	現場閉所計画	除外日	現場閉所実績	対象日実績	監視技術者(元請)	現場代理人(元請)	A技術者(元請)	B作業員(一次・X社)	C作業員(一次・Y社)		D作業員(二次・Z社)	F作業員(二次・Z社)
1	月	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	対象外(準備期間)
2	火	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	〃
3	水				√	勤	勤	勤	勤	勤	勤	勤	現場着手
4	木				√	勤	勤	勤	勤	勤	勤	勤	
5	金			○	○	休	休	休	休	休	休	休	雨天により現場閉所
6	土				√	勤	休	勤	勤	勤	勤	勤	
7	日	○		×	×	休	勤	休	勤	休	勤	休	施設管理者との調整により一部作業実施
8	月				√	勤	勤	休	勤	勤	勤	勤	降雨、降雪等による予定外の閉所も実績として計上。備考欄にその理由を記入。
9	火				√	勤	勤	勤	勤	勤	休	/	当初閉所予定日に閉所できなかった場合「×」を記載。備考欄にその理由を記入。
10	水				√	勤	勤	勤	勤	勤	休	/	
11	木				√	勤	勤	勤	休	勤	勤	/	
12	金				√	休	休	勤	勤	休	勤	/	
13	土	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	対象外(夏季休暇)
14	日	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	〃
15	月	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	現場代理人の代理として、監視技術者又は主任技術者以外の者(A技術者)が従事しているため、要綱第7条第4号に定めのある通知が必要。
16	火				√	勤	休	勤	勤	休	勤	/	
17	水				√	勤	休	勤	勤	勤	勤	/	
18	木				√	勤	勤	勤	勤	勤	勤	/	監督員との協議により決定した当初予定の除外日に「-」を記載。備考欄にその事由を記入。
19	金				√	勤	勤	勤	勤	勤	勤	/	
20	土				√	勤	勤	勤	勤	勤	勤	/	
21	日	○	■		■	休	勤	勤	休	勤	休	/	対象外(豪雨応急対応)
22	月				√	休	勤	休	休	/	休	/	本工事に従事していない場合に「/」を記載し、対象日から除外して休日率を算出。
23	火				√	勤	休	勤	勤	/	勤	/	
24	水				√	勤	休	勤	勤	/	勤	/	
25	木				√	勤	勤	休	勤	/	勤	/	
26	金				√	勤	勤	勤	勤	/	勤	/	
27	土				√	勤	勤	勤	勤	/	勤	/	施工途中に生じた当初予定外の除外日に「■」を記載。備考欄にその事由を記入。
28	日	○		○	○	休	休	休	休	/	休	/	
29	月				√	勤	勤	勤	勤	/	休	/	
30	火				√	勤	勤	勤	勤	/	勤	/	施工完了
31	水	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	対象外(後片付け)
対象日計①					24	24	24	24	24	15	24	6	
休日数②						7	8	6	7	5	7	2	
休日率(②/①)						29.1	33.3	25.0	29.1	33.3	29.1	33.3	

(注) 備考には現場着手日及び施工完了日、対象外とする日とその事由、計画日に休みを取得できなかった理由等を記入してください。

(注) 除外日は、監督員と協議して決定してください。

【月次報告】

8月分

技術者・技能労働者	対象日(①)	休日数(②)	休日率(②/①)
監視技術者(元請)	24	7	29.1
現場代理人(元請)	24	8	33.3
A技術者(元請)	24	6	25.0
B作業員(一次・X社)	24	7	29.1
C作業員(一次・Y社)	15	5	33.3
D作業員(二次・Z社)	24	7	29.1
F作業員(二次・Z社)	6	2	対象外
平均休日率			29.8 %

従事期間が1週間に満たない者(この場合はF作業員)は平均休日率の算出の対象外となります。

(注) 休日率、対象者休日率平均(%) : 少数第2位切り捨て